証券コード　5187
平成28年３月14日

株　主　各　位

横浜市都筑区茅ケ崎南二丁目５番25号
クリエートメディック株式会社
代表取締役社長　佐　藤　正　浩

第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第42回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年３月29日（火曜日）午後５時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１.日　　時　平成28年３月30日（水曜日）午前10時
２.場　　所　横浜市港北区新横浜三丁目７番８号
新横浜国際ホテル南館　４階ブループラム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３.目的事項
報告事項
１．第42期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第42期（平成27年１月１日から平成27年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額の決定の件
第７号議案　役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給ならびに退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎当社は、法令および当社定款第17条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.createmedic.co.jp）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には記載しておりません。
・連結計算書類の連結注記表
・計算書類の個別注記表
なお、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」は、会計監査人および監査役の監査対象となっております。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.createmedic.co.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、円安の定着や原油安の影響により、大企業や輸出関連企業を中心に企業収益が緩やかな回復基調となりました。一方、海外では中国をはじめとする新興国の景気減速などの影響を受け、先行き不透明な状況で推移いたしました。

当医療機器業界におきましては、高齢化社会による潜在患者数の増加や「地域包括ケアシステム」、「特定行為に係る看護師の研修制度」といった在宅医療政策を背景に一部で需要の拡大も見込まれますが、医療財政を取り巻く環境は厳しく、公定価格の改定や医療機関の共同購入による単価抑制圧力もあり、依然として厳しい状況が続いております。

このような経営環境のもと、当社グループは、国内では在宅・慢性期医療分野の販売拡大と新規ＯＥＭの獲得に注力したほか、中国や欧州を中心とした海外販売の強化に努めてまいりました。

また、今後の成長戦略を確実なものとするため、新たな経営体制の下、営業・開発体制の強化や抜本的な原価低減などの重要施策の検討に鋭意取り組んでまいりました。

これらの活動により売上高につきましては、国内の自社販売が販売数の増加により単価下落の影響を吸収し、前年並みで推移いたしましたが、ＯＥＭ販売と海外販売が既存顧客の在庫調整により大幅に減少したことで、全体でも前年を下回る結果となりました。

利益面につきましても、海外工場における生産集約などの原価低減により原価率は改善いたしましたが、研究開発費などの投資費用が前期比で増加したことや、為替差損益の影響もあり、営業利益、経常利益とも前年を下回る結果となりました。

以上の結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高9,650百万円（前期比2.9％減）、営業利益648百万円（前期比17.4％減）、経常利益654百万円（前期比34.7％減）、当期純利益333百万円（前期比32.0％減）となりました。

次に売上の概況を販売形態別にご報告いたします。

【自社販売】

自社販売は、消化器系製品が単価下落や企業間競争により全般的に低調に推移したほか、血管系製品が不採算品目の見直しをおこなった影響で減少いたしました。一方で、泌尿器系製品ではフォーリー関連製品において、業界唯一である消毒液付きのキット製品が好調に推移したほか、外科系製品の気管切開チューブ・内視鏡下手術関連製品も順調に伸長し、売上高6,441百万円（前期比0.1％増）となりました。

【ＯＥＭ販売】

ＯＥＭ販売は、消化器系製品が新規ＯＥＭの立ち上げなどにより堅調に推移いたしましたが、血管系製品が既存顧客の在庫調整により大幅に減少し、売上高1,526百万円（前期比8.8％減）となりました。

【海外販売等】

海外販売等では、中国市場において泌尿器系製品を中心に堅調に推移いたしましたが、欧州市場において顧客の在庫調整により大幅に減少し、売上高1,682百万円（前期比7.9％減）となりました。

② 設 備 投 資 の 状 況

当連結会計年度における設備投資の総額は774百万円であります。主なものといたしまして、平成28年６月に開設予定の新たな研究開発センターのほか、自社の情報システム機器の充実化や大連クリエート医療製品有限公司における生産設備などに投資をおこないました。

③ 資 金 調 達 の 状 況

当連結会計年度中にグループの所要資金として、金融機関より長期借入金200百万円の調達を実施しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

区　　分	平成24年 (第39期)	平成25年 (第40期)	平成26年 (第41期)	平成27年 (第42期)
売　　上　　高(千円)	9,331,915	9,880,617	9,939,799	9,650,702
当　期　純　利　益(千円)	512,271	533,628	490,059	333,143
１株当たり当期純利益 (円)	53.27	55.49	50.96	34.64
総　　資　　産(千円)	16,501,019	17,443,761	17,906,735	17,191,304
純　　資　　産(千円)	11,467,615	12,361,568	12,897,489	13,143,367
１株当たり純資産額 (円)	1,192.47	1,285.47	1,341.24	1,366.83

(注)　１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）により、１株当たり純資産額は、期末発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

①　親 会 社 の 状 況

該当事項はありません。

②　重 要 な 子 会 社 の 状 況

会　　社　　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
大連クリエート 医療製品有限公司	600万米ドル	100%	医療機器の製造
クリエート国際貿易 （大連）有限公司	101万米ドル	100%	医療機器の販売、 部材の調達・輸出
九州クリエート メディック株式会社	245,000千円	100%	医療機器の製造
ベトナムクリエート メディック有限会社	555万米ドル	100%	医療機器の製造
ベトナムクリエート メディック国際貿易有限会社	50万米ドル	100%	医療機器の販売

(注)　ベトナムクリエートメディック国際貿易有限会社は、平成27年４月15日付で増資をおこない、資本金が増加しております。

③　企 業 結 合 の 成 果

当連結会計年度の連結売上高は、9,650百万円（前期比2.9%減）、連結当期純利益は333百万円（前期比32.0%減）となりました。

なお、連結子会社は前項の５社であり、持分法適用会社はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の医療機器業界におきましては、海外では新興国を中心に緩やかな市場拡大が見込まれますが、国内では医療費抑制策や企業間競争の激化によりほぼ横ばいと厳しい状況が予想されます。

また、医薬品医療機器等法の改正に伴い安全性の確保も一層重要になってくるものと考えております。

次期につきましては、外科系製品の一部販売終了にともなう売上の減少や償還価格改定による売価下落の影響、６月に開設予定の研究開発センター立ち上げ費用の増加などにより、利益は大幅に減少するものと予想しております。

このような状況に対処するため、当社グループは持続的な成長に向け、マーケティング力、開発力の強化に取り組むとともに、泌尿器系関連製品、イレウス関連製品、胃ろう造設術関連製品、麻酔関連製品の重点分野における販売拡大に注力してまいります。

また、海外市場においては、中国販売での成長拡大に引き続き取り組むとともに、欧州・東南アジアを中心とした地域でのプレゼンス向上により、更なる販売拡大を図ります。

収益面では国内工場の統合（水戸工場の閉鎖と北海道工場への機能統合）と外注関連施策を推進することによって、一層の原価低減を目指してまいります。

当社グループは利益還元を経営の重要施策と位置付け、今後の収益力向上のために内部留保による経営基盤の強化を図りつつ、安定的かつ継続的な配当を実施してまいる所存であります。

今後の業績向上に全社一丸となり邁進いたす決意でありますので、株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜わりますようお願い申しあげます。

(5) 主 要 な 事 業 内 容（平成27年12月31日現在）

当企業集団は、シリコーンラバーを主な原材料としたディスポーザブルカテーテル・チューブおよび医療機器の製造・販売を主な事業内容としております。

系統分類別の主要製品は以下のとおりであります。

系　統　分　類	主　要　製　品
泌尿器系製品	オールシリコーンフォーリーカテーテル、セフティカテ、腎盂バルーンカテーテル等
消化器系製品	イレウスチューブ、胃ろう造設術関連製品、マーゲンゾンデ等
外科系製品	ＰＴＣＤ関連製品、内視鏡下手術関連製品、麻酔関連製品等
血管系製品	マイクロカテーテル、ガイドワイヤー等
看護・検査系ほか製品	Ｙチューブ、生検針、マイクロドレープ等

(6) 主 要 な 事 業 所（平成27年12月31日現在）

クリエートメディック株式会社	本　社	横浜市都筑区茅ケ崎南二丁目５番25号
	工　場	北海道（岩見沢市） 水戸（茨城県水戸市）
	総合開発センター	横浜市都筑区
	営業拠点	札幌、盛岡、仙台、さいたま、東京、多摩、千葉、神奈川、名古屋、北信越、大阪、広島、四国、福岡、鹿児島
大連クリエート医療製品有限公司	本社・工場	中華人民共和国大連市
クリエート国際貿易（大連）有限公司	本　社	中華人民共和国大連市
九州クリエートメディック株式会社	本社・工場	福岡県北九州市
ベトナムクリエートメディック有限会社	本社・工場	ベトナム社会主義共和国ドンナイ省
ベトナムクリエートメディック国際貿易有限会社	本　社	ベトナム社会主義共和国ホーチミン市

(7) 使用人の状況（平成27年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
937（400）名	△107（△13）名

（注） 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員等は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
356（80）名	△7（△12）名	41.7歳	16.8年

（注） 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員等は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	1,000,000千円
株式会社北海道銀行	100,000千円
株式会社みずほ銀行	602,650千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会 社 の 現 況

(1) 株 式 の 状 況（平成27年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　30,000,000株

② 発行済株式の総数　9,664,327株（自己株式 48,369株を含む）

③ 株 主 数　6,258名

④ 大 株 主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
つづき企画株式会社	1,154,600株	12.0%
中尾廣政	874,532	9.1
公益財団法人中尾奨学財団	600,000	6.2
株式会社横浜銀行	422,400	4.4
中尾政嗣	251,196	2.6
株式会社北海道銀行	211,200	2.2
明治安田生命保険相互会社	211,200	2.2
笠原正孝	208,388	2.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	163,300	1.7
相川文雄	140,000	1.5

（注） 持株比率は自己株式（48,369株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会 社 役 員 の 状 況

① 取締役および監査役の状況（平成27年12月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	吉 野 周 三	
代表取締役社長	佐 藤 正 浩	九州クリエートメディック株式会社顧問取締役
取　締　役	谷 口 英 彦	専務執行役員 生産担当 大連クリエート医療製品有限公司董事長　兼 総経理
取　締　役	杉 本 一 郎	常務執行役員 営業担当　兼　開発担当
取　締　役	赤 岡 洋 三	執行役員 医機法制担当
取　締　役	藍　　純 男	執行役員 クリエート国際貿易（大連）有限公司董事長 兼　総経理 九州クリエートメディック株式会社代表取締役 社長
取　締　役	遠 藤 晋 一	執行役員 ベトナムクリエートメディック国際貿易有限会 社社長
取　締　役	橋 井　　敦	管理統括部長
常勤監査役	中 村 廣 美	
常勤監査役	関 戸 孝 雄	
監　査　役	纐 纈 卓 尾	株式会社山口情報処理サービスセンター社外監 査役

（注）１．西村忠郎氏は平成27年２月25日に逝去されました。

２．関戸孝雄氏は平成27年３月27日をもって任期満了により取締役を退任し、同日開催の第41回定時株主総会において監査役に就任いたしました。

３．飯島昭氏は平成27年３月27日をもって任期満了により監査役を退任いたしました。

４．常勤監査役中村廣美および監査役纐纈卓尾の両氏は社外監査役であります。

５．常勤監査役中村廣美氏は、長年にわたり金融機関の取締役および上場会社の監査役を歴任し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

６．当社は、監査役纐纈卓尾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

7．平成28年１月５日付で、以下のとおり、一部取締役の担当が変更となりました。

（会社における地位）	（氏　名）	（担当および重要な兼職の状況）
取締役	谷口英彦	専務執行役員 生産担当 海外事業統括部長 大連クリエート医療製品有限公司董事長　兼 総経理
取締役	杉本一郎	常務執行役員 営業担当　兼　開発担当 マーケティング部長

② 事業年度中に退任した取締役および監査役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
西村忠郎	平成27年２月25日	逝去	代表取締役名誉会長 九州クリエートメディック株式会社取締役会長 つづき企画株式会社取締役
関戸孝雄	平成27年３月27日	任期満了	取締役 生産担当取締役
飯島昭	平成27年３月27日	任期満了	常勤監査役

③ 取締役および監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額
取締役	10名	114,100千円
監査役 （うち社外監査役）	4 (2)	25,900 (16,580)
合計 （うち社外役員）	14 (2)	140,000 (16,580)

（注）１．当事業年度末日における取締役は８名、監査役は３名（うち社外監査役２名）です。上記の役員の人数と相違しているのは、平成27年２月25日に逝去により退任した取締役１名ならびに平成27年３月27日開催の第41回定時株主総会において、退任した取締役１名および監査役１名、新任の監査役１名が含まれているためです。

２．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．昭和62年２月20日開催の第13回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査役の報酬限度額は年額30,000千円以内と決議いただいております。

４．支給額には、事業年度中に役員賞与引当金として費用処理した10,570千円および事業年度中に役員退職慰労引当金として費用処理した15,050千円を含んでおります。

ロ．当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成27年３月27日開催の第41回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役および監査役に対し支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

・取締役１名に対し10,150千円

・監査役１名に対し4,900千円

また、平成27年３月27日開催の第41回定時株主総会決議に基づき、平成27年２月25日に逝去により退任した取締役に対し支払った弔慰金（役員退職慰労金）は以下のとおりであります。

・取締役１名に対し113,740千円

（各金額には、前記イ．および過年度の事業報告において取締役および監査役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。）

ハ．社外役員が親会社または子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役纐纈卓尾氏は、株式会社山口情報処理サービスセンターの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	活　　動　　状　　況
常勤監査役　中村廣美	当事業年度に開催された取締役会13回のうち全てに出席、また監査役会６回のうち全てに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言をおこなっております。
監　査　役　纐纈卓尾	当事業年度に開催された取締役会13回のうち全てに出席、また監査役会６回のうち全てに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言をおこなっております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社は定款第33条第２項において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めておりますが、現在、社外監査役中村廣美および纐纈卓尾の両氏との間で、当該責任限定契約は締結しておりません。

⑤　社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回改選期には適切な候補者が見つからなかったことなどもあり、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、平成28年３月30日開催予定の第42回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に関する定款の一部変更議案および社外取締役候補者を含む監査等委員である取締役選任議案を上程いたします。

(4) 会計監査人の状況

① 名　　称　　有限責任 あずさ監査法人

② 報 酬 等 の 額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,000千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社の重要な海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または会計監査人の監査を受けております。

3．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、当社は、平成28年３月30日開催予定の第42回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行が承認された場合、それに合わせて本方針を変更する予定であります。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役会は、取締役会付議・報告基準を整備し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。

②取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は当社及びグループ会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の業務執行を相互に監視・監督する。

③取締役の職務執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受ける。

④当社は常にコンプライアンスを念頭に置く企業文化の確立を目指し、「倫理規範」を定めた上で、取締役及び使用人の意識向上に向け周知徹底を図る。

⑤コンプライアンス体制の充実のため、内部通報相談窓口を設けるとともに、通報者に対する不利な取り扱いを禁止する。

⑥内部監査部門が定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層及び監査役に適宜報告する。

⑦当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引もおこなわないとする方針を堅持する。
当社は、従来より社内窓口部署を設け、情報の一元管理、警察などの外部機関や関連団体との信頼関係の構築及び連携に努めてきており、引き続き反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進する。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規則に基づき記録・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①リスクマネジメント委員会はリスク管理規程に基づき、当社グループのリスク管理及びコンプライアンス体制を統括し、基本方針、推進体制その他重要事項を決定する。

②各部門及びグループ会社の責任者は、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。

③当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、予め必要な対応方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限度にとどめるために必要な対応をおこなう。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①経営と業務執行の分離及び責任と権限の明確化を図る観点から、執行役員制度の下、取締役会は経営戦略の創出及び業務執行の監督という本来の機能に特化し、代表取締役社長以下執行役員は自己の職務を執行する。執行役員の職務の担当範囲は取締役会にて定め、その責任と権限を明確にする。

②取締役で構成される経営会議において、業務執行上の重要事項の情報共有や審議をおこなうとともに、執行役員及び部門長で構成される事業統括会議等の会議体において、施策の進捗管理をおこなう。

③取締役会は、経営理念の下に経営目標・予算を策定し、取締役及び使用人はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理をおこなう。

5．当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の経営管理については、当社経営方針・事業計画及び社内規則に即して企業集団の統治を図るとともに、情報管理・危機管理の統一と共有化及び経営の効率化を確保する。

②子会社の取締役を当社から派遣し、当該取締役は子会社の業務執行状況を指導・監督の上、当社取締役会に報告する。

③子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性及び特質を踏まえ、内部統制システムを整備することを基本とする。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

①現在、監査役の職務を補助すべき使用人は設置していないが、監査役から求められた場合には、監査役と協議の上、合理的な範囲で当該使用人を配置するものとし、監査役の指揮命令に従うものとする。

②当該使用人の任免等の人事については、監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

7．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

①取締役又は使用人が、重大な法令違反や当社グループに重大な影響を及ぼす事項を発見した場合は、速やかに監査役に報告する体制を整備する。

②監査役は必要と判断した場合に、取締役及び使用人から報告を受けることができるとともに、必要に応じて重要と思われる会議に出席できるものとする。

③監査役へ報告したことを理由とした不利な取り扱いを禁止する。

８．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換をおこなう。

②監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求める。

③監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換をおこなうとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

④監査役の職務執行について生ずる費用又は債務は、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、適切に当社が処理する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会では各取締役より業務執行状況の報告がおこなわれ、この報告を受けて取締役および監査役は、取締役の職務執行状況が法令等に適合していることを確認しております。なお、当事業年度において取締役会は13回開催されております。

また、経営理念や行動指針、倫理規範を記載した冊子を全社員に配布し、コンプライアンスを念頭においた企業文化の確立に向け、周知徹底を図っております。

さらに内部監査を通じて状況を確認するとともに、内部通報制度の運用状況も確認しております。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録や稟議書等の関連情報は社内規程に基づき、適切に保存および管理しております。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント委員会ではグループ全体のリスク管理を統括するとともに、内在するリスクに関して適宜対策を実施しております。当事業年度においては２回開催しており、主にＢＣＰ（事業継続計画）についての取り組みをおこないました。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役で構成する経営会議を９回開催し、業務執行上の重要施策について活発な議論をおこなうとともに、適切な意思決定をおこなっております。また当該施策の進捗状況についても適宜確認しております。

5．当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の取締役を当社から派遣するとともに、月次で業務執行状況の報告を受け、適切に監督しております。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は設置しておりませんが、必要に応じて当該使用人を配置いたします。

7．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会だけでなく、代表取締役との定期会合や内部監査部門との連携、その他関係部門からの報告等によって業務執行状況等を把握するとともに、必要に応じて意見を述べております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（平成27年12月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**10,708,639**	**流動負債**	**2,718,622**
現金及び預金	4,130,330	支払手形及び買掛金	875,093
受取手形及び売掛金	3,057,925	短期借入金	900,000
電子記録債権	500,503	一年内返済予定長期借入金	241,060
有価証券	100,017	未払法人税等	57,685
商品及び製品	1,355,783	賞与引当金	32,431
仕掛品	646,770	役員賞与引当金	10,570
原材料及び貯蔵品	565,368	その他	601,782
繰延税金資産	95,994	**固定負債**	**1,329,315**
その他	256,944	長期借入金	561,590
貸倒引当金	△1,000	退職給付に係る負債	670,503
固定資産	**6,482,665**	役員退職慰労引当金	90,358
有形固定資産	**5,570,506**	資産除去債務	3,183
建物及び構築物	2,044,051	長期未払金	3,680
機械装置及び運搬具	685,611	**負債合計**	**4,047,937**
土地	1,982,606	**純資産の部**	
建設仮勘定	700,692	**株主資本**	**12,160,758**
その他	157,545	**資本金**	**1,461,735**
無形固定資産	**206,380**	**資本剰余金**	**1,486,022**
借地権	184,294	**利益剰余金**	**9,248,078**
その他	22,085	**自己株式**	**△35,078**
投資その他の資産	**705,778**	**その他の包括利益累計額**	**982,608**
投資有価証券	563,791	**その他有価証券評価差額金**	**102,759**
繰延税金資産	90,064	**為替換算調整勘定**	**877,040**
その他	54,670	**退職給付に係る調整累計額**	**2,807**
貸倒引当金	△2,746	**純資産合計**	**13,143,367**
資産合計	**17,191,304**	**負債・純資産合計**	**17,191,304**

連結損益計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**9,650,702**
売上原価		**5,438,977**
売上総利益		**4,211,724**
販売費及び一般管理費		**3,563,566**
営業利益		**648,158**
営業外収益		
受取利息	20,207	
受取配当金	4,576	
その他	18,657	43,441
営業外費用		
支払利息	12,053	
為替差損	17,343	
その他	7,382	36,779
経常利益		**654,820**
特別損失		
関係会社出資金評価損	7,992	
役員退職慰労金	27,573	35,565
税金等調整前当期純利益		**619,255**
法人税、住民税及び事業税	208,721	
法人税等調整額	77,390	286,111
少数株主損益調整前当期純利益		333,143
当期純利益		**333,143**

連結株主資本等変動計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,461,735	1,486,022	8,887,160	△34,931	11,799,986
会計方針の変更による累積的影響額			364,338		364,338
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,461,735	1,486,022	9,251,498	△34,931	12,164,325
当期変動額					
剰余金の配当			△336,563		△336,563
当期純利益			333,143		333,143
自己株式の取得				△146	△146
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△3,420	△146	△3,566
当期末残高	1,461,735	1,486,022	9,248,078	△35,078	12,160,758

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	79,300	1,048,803	△30,601	1,097,502	12,897,489
会計方針の変更による累積的影響額					364,338
会計方針の変更を反映した当期首残高	79,300	1,048,803	△30,601	1,097,502	13,261,828
当期変動額					
剰余金の配当					△336,563
当期純利益					333,143
自己株式の取得					△146
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	23,459	△171,762	33,409	△114,894	△114,894
当期変動額合計	23,459	△171,762	33,409	△114,894	△118,461
当期末残高	102,759	877,040	2,807	982,608	13,143,367

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年２月９日

クリエートメディック株式会社
取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　古　山　和　則　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　柴　田　叙　男　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、クリエートメディック株式会社の平成27年１月１日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クリエートメディック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第42期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

２．監査の結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年２月10日

クリエートメディック株式会社　監査役会

常勤監査役　中　村　廣　美　㊞

常勤監査役　関　戸　孝　雄　㊞

監　査　役　纐　纈　卓　尾　㊞

（注）常勤監査役中村廣美及び監査役纐纈卓尾は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

（平成27年12月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**7,889,794**	**流動負債**	**2,388,104**
現金及び預金	1,985,430	支払手形	566,716
受取手形	823,265	買掛金	315,609
電子記録債権	500,503	短期借入金	900,000
売掛金	2,194,405	一年内返済予定長期借入金	241,060
有価証券	100,017	未払金	171,961
商品及び製品	1,259,088	未払費用	105,776
仕掛品	322,402	預り金	48,588
原材料及び貯蔵品	220,286	役員賞与引当金	10,570
前渡金	24,917	賞与引当金	26,000
前払費用	17,780	設備関係支払手形	410
短期貸付金	241,060	その他	1,412
繰延税金資産	40,694	**固定負債**	**1,292,627**
未収入金	90,049	長期借入金	561,590
未収法人税等	7,584	退職給付引当金	640,649
その他	63,306	役員退職慰労引当金	87,204
貸倒引当金	△1,000	資産除去債務	3,183
固定資産	**6,109,022**	**負債合計**	**3,680,731**
有形固定資産	**3,278,299**	**純資産の部**	
建物	591,018	**株主資本**	**10,215,325**
構築物	5,421	**資本金**	**1,461,735**
機械装置	17,768	**資本剰余金**	**1,486,022**
工具器具備品	65,532	資本準備金	1,486,022
土地	1,898,558	**利益剰余金**	**7,302,645**
建設仮勘定	700,000	利益準備金	150,000
無形固定資産	**10,906**	その他利益剰余金	7,152,645
電話加入権	10,218	別途積立金	4,900,000
ソフトウェア	687	繰越利益剰余金	2,252,645
投資その他の資産	**2,819,816**	**自己株式**	**△35,078**
投資有価証券	563,691	**評価・換算差額等**	**102,759**
関係会社株式	280,000	**その他有価証券評価差額金**	**102,759**
関係会社出資金	1,352,985	**純資産合計**	**10,318,085**
破産更生債権等	2,746		
関係会社長期貸付金	361,590		
繰延税金資産	214,310		
保証金	47,239		
貸倒引当金	△2,746		
資産合計	**13,998,816**	**負債・純資産合計**	**13,998,816**

損　益　計　算　書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**8,231,465**
売上原価		**5,163,788**
売上総利益		**3,067,676**
販売費及び一般管理費		**3,028,975**
営業利益		**38,701**
営業外収益		
受取利息・配当金	170,643	
為替差益	4,526	
その他	10,387	185,557
営業外費用		
支払利息	12,053	
その他	2,257	14,311
経常利益		**209,947**
特別損失		
関係会社出資金評価損	42,576	
役員退職慰労金	27,573	70,150
税引前当期純利益		**139,797**
法人税、住民税及び事業税	42,992	
法人税等調整額	60,152	103,144
当期純利益		**36,653**

株主資本等変動計算書

（平成27年１月１日から
平成27年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,461,735	1,486,022	150,000	4,900,000	2,188,217	7,238,217	△34,931	10,151,043
会計方針の変更による累積的影響額					364,338	364,338		364,338
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,461,735	1,486,022	150,000	4,900,000	2,552,555	7,602,555	△34,931	10,515,382
当期変動額								
剰余金の配当					△336,563	△336,563		△336,563
当期純利益					36,653	36,653		36,653
自己株式の取得							△146	△146
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	△299,910	△299,910	△146	△300,057
当期末残高	1,461,735	1,486,022	150,000	4,900,000	2,252,645	7,302,645	△35,078	10,215,325

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	79,300	10,230,344
会計方針の変更による累積的影響額		364,338
会計方針の変更を反映した当期首残高	79,300	10,594,683
当期変動額		
剰余金の配当		△336,563
当期純利益		36,653
自己株式の取得		△146
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	23,459	23,459
当期変動額合計	23,459	△276,598
当期末残高	102,759	10,318,085

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年２月９日

クリエートメディック株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　古山和則　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　柴田叙男　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、クリエートメディック株式会社の平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年１月１日から平成27年12月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年２月10日

クリエートメディック株式会社　監査役会

常勤監査役　中　村　廣　美　㊞

常勤監査役　関　戸　孝　雄　㊞

監　査　役　纐　纈　卓　尾　㊞

（注）常勤監査役中村廣美及び監査役纐纈卓尾は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、会社の財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様の日頃のご支援にお応えすべく以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金19円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は182,703,202円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年３月31日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社現行定款について、次の理由から所要の変更をおこなうものであります。

(1) 平成27年５月１日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、「改正会社法」といいます。）により、監査等委員会設置会社制度が導入されました。

つきましては、取締役会の監督機能をより一層強化し、コーポレートガバナンスの更なる充実を図るとともに、経営の透明性と機動性向上を目的として、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更をおこなうものであります。

(2) 改正会社法により、責任限定契約を締結できる役員等の範囲が拡大されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的におこなうことを目的として、業務執行をおこなわない取締役との間で責任限定契約を締結できるよう、現行定款第26条の一部を変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) その他、条文の追加および削除に伴う条数の変更ならびに所要の文言等の修正をおこなうものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案の決議の効力は、本総会終結の時をもって生じるものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第３条（条文省略）	第１条～第３条（現行どおり）
（機関）	（機関）
第４条　当会社は、株主総会および取締役会のほか、次の機関を置く。	第４条　当会社は、株主総会および取締役会のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) 監査等委員会
(3) 監査役会	（削　除）
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第５条（条文省略）	第５条（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第２章　株式	第２章　株式
第６条～第11条（条文省略）	第６条～第11条（現行どおり）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第12条～第17条（条文省略）	第12条～第17条（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（取締役の員数）	（員数）
第18条　当会社の取締役は10名以内とする。	第18条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。
（新　設）	２　当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。
（取締役の選任方法）	（選任方法）
第19条　取締役は、株主総会において選任する。	第19条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
（新　設）	２　法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会においてあらかじめ監査等委員である取締役の補欠者を選任することができる。
２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。	３　（現行どおり）
（新　設）	４　監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	５　（現行どおり）
（取締役の任期）	（任期）
第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　設）	3　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第21条　当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第21条　当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。
2　取締役会の決議をもって、取締役名誉会長１名、取締役会長１名及び取締役社長１名を置くことができる。	2　取締役会の決議をもって、取締役会長１名及び取締役社長１名を置くことができる。
3　（条文省略）	3　（現行どおり）
（新　設）	（取締役会の権限） 第22条　取締役会は、法令又は本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定する。
（取締役会の招集権者及び議長） 第22条　取締役会は、取締役名誉会長又は取締役会において定められた取締役がこれを招集し、議長となる。	（取締役会の招集権者及び議長） 第23条　取締役会は、取締役会長又は取締役会において定められた取締役がこれを招集し、議長となる。
（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新　設）	2　取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
第24条（条文省略）	第25条（現行どおり）
（新　設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第26条　取締役会は、会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
	（取締役会の議事録）
（新　設）	第27条　取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに記名押印又は電子署名する。
	（取締役会規程）
（新　設）	第28条　取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めのあるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。
（報酬等）	（報酬等）
第25条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任免除）	（取締役の責任免除）
第26条（条文省略）	第30条（現行どおり）
2　当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査等委員会
第27条～第33条（条文省略）	（削除）
	（常勤の監査等委員）
（新　設）	第31条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
	（監査等委員会の権限）
（新　設）	第32条　監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。
	（監査等委員会の招集通知）
（新　設）	第33条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
	2　監査等委員全員の同意がある時は、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
	（監査等委員会の議事録）
（新　設）	第34条　監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに記名押印又は電子署名する。
	（監査等委員会規程）
（新　設）	第35条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めのあるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第34条～第35条　（条文省略）	第36条～第37条　（現行どおり）
第７章　計算	第７章　計算
第36条～第39条　（条文省略）	第38条～第41条　（現行どおり）
（新　設）	附則
	（監査役の責任免除に関する経過措置）
（新　設）	第１条　当会社は、第42回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（８名）は定款変更の効力発生時をもって、任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	吉野周三 (昭和28年１月24日)	昭和56年９月　当社入社 平成４年１月　当社営業本部長代理 当社営業部長 平成12年３月　当社取締役 平成12年10月　当社クリニー事業部長 平成14年３月　当社常務執行役員 平成15年３月　当社代表取締役社長 平成25年３月　当社取締役相談役 平成27年３月　当社代表取締役会長（現任）	10,000株
2	佐藤正浩 (昭和35年３月13日)	昭和58年12月　当社入社 平成11年４月　当社総務部長 平成14年３月　当社取締役 当社執行役員 当社経理部長 平成18年４月　当社管理統括部長 当社人事部長 平成25年３月　当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） ・九州クリエートメディック株式会社顧問取締役	6,752株
3	谷口英彦 (昭和35年５月25日)	昭和60年10月　当社入社 平成９年４月　当社中国事業室部長代理 平成13年２月　当社中国事業室長 平成14年３月　当社執行役員 平成21年３月　当社取締役（現任） 当社中国事業統括部長 平成27年３月　当社専務執行役員（現任） 当社生産担当（現任） 平成28年１月　当社海外事業統括部長（現任） （重要な兼職の状況） ・大連クリエート医療製品有限公司董事長兼　総経理	1,100株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
4	杉本一郎 (昭和33年11月23日)	昭和57年11月　当社入社 平成７年１月　当社第３営業部長 平成８年５月　当社循環器事業部長 平成14年３月　当社執行役員 平成15年３月　当社取締役（現任） 平成16年４月　当社アーテック事業部長 平成18年１月　当社営業統括部長 平成19年１月　当社営業企画室長 平成22年１月　当社医療事業部長 平成25年１月　当社営業担当取締役 平成27年３月　当社常務執行役員（現任） 当社営業担当（現任） 当社開発担当（現任） 平成28年１月　当社マーケティング部長（現任）	4,000株
5	赤岡洋三 (昭和36年９月19日)	昭和60年８月　当社入社 平成６年４月　当社品質保証室長 平成14年３月　当社執行役員（現任） 平成15年３月　当社薬事法制統括部長 平成17年４月　当社薬事法制部長 平成23年３月　当社取締役（現任） 平成27年３月　当社医機法制担当（現任）	4,500株
6	藍純男 (昭和31年６月22日)	平成14年11月　当社入社 当社執行役員（現任） 当社中国事業部長 平成15年３月　当社中国事業統括部長 平成23年１月　当社連結企画室長 当社中国事業部長 平成23年３月　当社取締役（現任） 平成25年４月　当社連結企画部長 平成26年１月　当社連結統括部長 （重要な兼職の状況） ・クリエート国際貿易（大連）有限公司董事長　兼　総経理 ・九州クリエートメディック株式会社代表取締役社長	5,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
7	遠藤晋一 (昭和38年８月21日)	昭和62年４月　当社入社 平成11年１月　当社水戸工場長 平成16年11月　当社総合開発統括部長 平成18年４月　当社執行役員（現任） 平成23年３月　当社取締役（現任） 平成25年１月　当社開発担当取締役 （重要な兼職の状況） ・ベトナムクリエートメディック国際貿易有限会社社長	6,000株
8	橋井敦 (昭和30年１月29日)	平成15年９月　当社入社 平成16年１月　当社執行役員 平成18年４月　当社財務部長 当社総合企画室長 平成25年４月　当社総合企画部長 平成26年３月　当社取締役（現任） 当社管理統括部長（現任）	2,700株

（注）各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
1	※ 中村廣美 （昭和17年３月６日）	平成２年６月　株式会社横浜銀行取締役東京支店長 平成６年３月　当社監査役 平成19年６月　当社常勤監査役（現任）	3,000株
2	※ 関戸孝雄 （昭和27年９月20日）	昭和53年７月　当社入社 平成５年３月　当社第２生産本部長 平成８年８月　当社横浜工場長 平成11年１月　当社生産部長 平成13年３月　当社取締役 平成14年３月　当社執行役員 平成18年１月　当社生産統括部長 平成22年１月　当社北海道工場長 平成25年１月　当社生産担当取締役 平成27年３月　当社常勤監査役（現任）	7,352株
3	※ 原田彰 （昭和25年８月７日）	昭和48年４月　中央信託銀行株式会社（現　三井住友信託銀行株式会社）入行 平成13年６月　同行執行役員証券代行部長 平成13年９月　同行執行役員証券代行営業部長 平成14年11月　中信リース株式会社（現　ＪＡ三井リース株式会社）常務取締役 平成20年６月　中央三井ローンビジネス株式会社　常務取締役 平成21年６月　中央三井信用保証株式会社（現三井住友トラスト保証株式会社）顧問 平成25年８月　三井住友トラスト保証株式会社退社	0株

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．中村廣美および原田彰の両氏は、社外取締役候補者であります。

３．中村廣美氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営等の経験、実績および知識、見識を有しており、これまで社外監査役として当社経営に対して有益な意見や率直な指摘をいただいており、当社の社外取締役に適任と判断して候補者といたしました。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって22年となります。

４．原田彰氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり金融機関で培った経験および知識、見識を有しており、当社の社外取締役に適任と判断して候補者といたしました。

５．当社は、中村廣美および原田彰の両氏の選任が承認された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

６．当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、かつ、本議案が原案どおり承認された場合は、各氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める規定額といたします。

７．※印は、新任取締役候補者であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定の件

当社の取締役の報酬限度額は、昭和62年２月20日開催の第13回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご決議いただき今日に至っております。第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮し、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額300,000千円以内とすること、および各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的な金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきお諮りするものであります。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は８名でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は８名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額の決定の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50,000千円以内とすること、および監査等委員である取締役に対する具体的な金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきお諮りするものであります。

第２号議案「定款一部変更の件」および第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は３名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として生じるものといたします。

第７号議案　役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給ならびに退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

当社は、平成28年２月12日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、本総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。これに伴い、第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件」が原案どおり承認されることを条件として、重任される取締役８名に対し、当社の定める一定の基準に従い、本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打切り支給することにつきお諮りするものであります。なお、打切り支給の対象となる取締役８名に対する退職慰労金の支給時期につきましては、各取締役の退任時とし、その具体的な金額、方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

また、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、本総会終結の時をもって監査役を退任される中村廣美、関戸孝雄、纐纈卓尾の３氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認されることを条件として、中村廣美、関戸孝雄の両氏に対する退職慰労金の贈呈の時期につきましては、取締役の退任時とし、その具体的な金額、方法等につきましては監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名（ふりがな）	略歴
吉野　周三（よしの　しゅうぞう）	平成12年３月　当社取締役 平成15年３月　当社代表取締役社長 平成25年３月　当社取締役相談役 平成27年３月　当社代表取締役会長（現任）
佐藤　正浩（さとう　まさひろ）	平成14年３月　当社取締役 平成25年３月　当社代表取締役社長（現任）
谷口　英彦（たにぐち　ひでのり）	平成21年３月　当社取締役（現任）
杉本　一郎（すぎもと　いちろう）	平成15年３月　当社取締役（現任）
赤岡　洋三（あかおか　ようぞう）	平成23年３月　当社取締役（現任）
藍　純男（あい　すみお）	平成23年３月　当社取締役（現任）
遠藤　晋一（えんどう　しんいち）	平成23年３月　当社取締役（現任）
橋井　敦（はしい　あつし）	平成26年３月　当社取締役（現任）

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

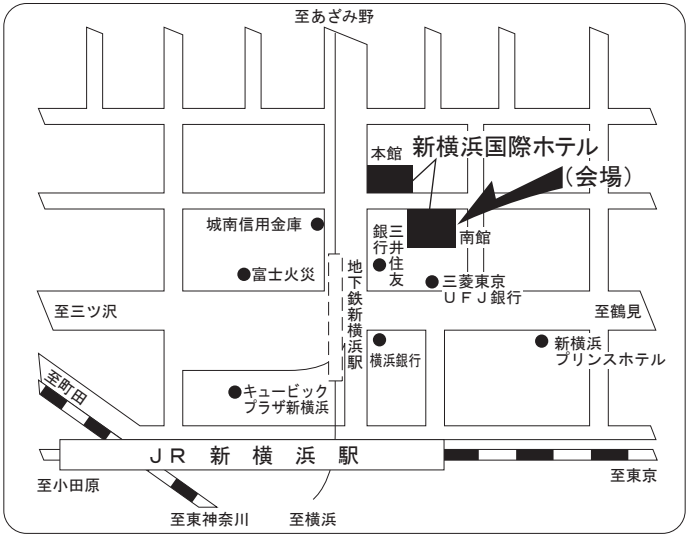
氏名	略歴
中村 廣美（なかむら ひろみ）	平成６年３月　当社監査役 平成19年６月　当社常勤監査役（現任）
関戸 孝雄（せきど たかお）	平成27年３月　当社常勤監査役（現任）
纐纈 卓尾（こうけつ たくを）	平成20年３月　当社監査役（現任）

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場：横浜市港北区新横浜三丁目７番８号
新横浜国際ホテル南館　４階ブループラム



ご利用いただく交通機関

ＪＲ新横浜駅・北口より徒歩３分
横浜市営地下鉄新横浜駅・７番出口より徒歩１分